

廃棄物処理法施行規則第21条第 1 項における 書類の添付省略規定の取扱いについて

(1) 省略の対象となる書類

廃棄物処理法施行規則に規定する添付書類及び廃棄物処理法第18条の規定に基づく報告徴収として提出を求める書類のうち、以下の書類とする。

ア 収集運搬業及び処分業並びに処理施設設置（共通）	
・	周辺見取図（付近見取図）
・	土地の登記事項証明書（貸借契約書の写し等を含む）及び字図（公図）※2※3※4
・	資産に関する調書
・	直前3年の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表
・	納税証明書
・	定款又は寄付行為
・	法人の履歴事項全部証明書
・	欠格事由に該当しない旨の誓約書
・	住民票
・	登記されていないことの証明書又は医師の診断書等
・	先行許可証の写し
イ 収集運搬業	
・	事業計画の概要を記載した書類（省令様式第六号の二（第1面～第5面））
・	運搬車、運搬船又は運搬容器の写真※1（省令様式第六号の二（第6面、第7面））
・	事業場（車庫）の平面図
・	運搬車両の車検証（自動車検査証記録事項）※1
・	運搬船の船舶検査証、船舶国籍証、三面図※1
・	講習会修了証の写し
・	当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（省令様式第六号の二（第8面））
ウ 処分業	
・	事業計画の概要を記載した書類（様式第七号の1～5）
・	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第13条に規定する登録済証の写し（海洋投入処分に限る。）
・	講習会修了証の写し
・	当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法（様式第五号）
エ 処理施設設置	
・	技術管理者の有資格者であることを証する書類
・	施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法（様式第五号）

なお、処分業及び処理施設に係る手続きにおける以下の書類については、内容が同一であったとしても、廃棄物処理法第18条の規定に基づく報告徴収として提出を求めることとする。

ア 処分業
・施設の写真
・事業場の平面図並びに処理施設の平面図、断面図、構造図及び設計計算書
・処理施設の所有権又は使用権原を証する書類
・周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面（埋立処分に限る）
・中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（様式第十一号）
イ 処理施設設置
・施設の写真
・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
・処理工程図
・中間処理後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（様式第十一号）

- ※1 収集運搬業に係る申請書における省令様式第2面の「(1)運搬車両の一覧」又は「(2)その他の運搬施設の概要」（運搬容器）が同一の場合のみ省略可。
- ※2 土地の登記事項証明書（賃貸借契約書の写し等を含む）が全て同一の場合のみ省略可。
- ※3 同時に提出する二以上の申請書等の許可の種類が同じ場合のみ省略可。
- ※4 収集運搬業に限り、字図（公図）の添付は不要。

（2）書類を添付する申請書等の優先順位

ア 同時に提出する二以上の申請書等の許可の種類が異なる場合

優先順位	許可の種類
1	産業廃棄物処分業
2	特別管理産業廃棄物処分業
3	産業廃棄物処理施設
4	一般廃棄物処理施設
5	産業廃棄物収集運搬業
6	特別管理産業廃棄物収集運搬業

イ 同時に提出する二以上の申請書等の許可の種類が同じ場合

優先順位	手続内容
1	新規、更新許可申請
2	変更許可申請
3	変更、軽微変更等届出

（3）書類の添付を省略する申請書等の取扱い

上記1（2）で判断した優先順位が上位の申請書等に書類を添付して、それ以外の申請書等には「書類添付省略の申立書（別添様式）」を添付する。

(参考) 添付省略の具体例

例	同時に提出される申請書等	省略の方法等
1	産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書	(上記 1 (2) アの場合) - 産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書に書類を添付する。 *アの表において優先順位は「産業廃棄物収集運搬業」>「特別管理産業廃棄物収集運搬業」 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書に「書類添付省略の申立書」を添付して書類の添付を省略する。 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書の省略された書類については、産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書の添付書類を確認し審査を行う。
	特別管理産業廃棄物収集運搬業新規許可申請書	
2	産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書	(上記 1 (2) イの場合) - 産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書に書類を添付する。 *イの表において優先順位は「更新許可申請」>「変更許可申請」 - 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請書に「書類添付省略の申立書」を添付して書類の添付を省略する。 - 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請書の省略された書類については、産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書の添付書類を確認し審査を行う。
	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請書	
3	産業廃棄物収集運搬業変更許可申請書	(上記 1 (2) アの場合) - 産業廃棄物収集運搬業変更許可申請書に書類を添付する。 *アの表において優先順位は「産業廃棄物収集運搬業」>「特別管理産業廃棄物収集運搬業」 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書に「書類添付省略の申立書」を添付して書類の添付を省略する。 - 特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書の省略された書類については、産業廃棄物変更許可申請書の添付書類を確認し審査を行う。
	特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可申請書 (特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可更新のタイミングで産業廃棄物収集運搬業の変更許可申請がなされるケース)	

例	同時に提出される申請書等	省略の方法等
4	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (施設Aに係る届出)	(許可の種類、手続の内容がいずれも同じ場合) • いずれかの産業廃棄物処理施設(例:施設A)に係る軽微変更等届出書に書類を添付する。 • 残余の産業廃棄物処理施設(例:施設B)に係る軽微変更等届出書に「書類添付省略の申立書」を添付して書類の添付を省略する。 • 施設Aに係る添付書類を確認し施設Bに係る審査を行う。
	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (施設Bに係る届出) (複数の産業廃棄物処理施設を設置する者が例えば役員や法人名称の変更を行うケース)	
5	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	(上記1(2)アの場合) • 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書に書類を添付する。 *アの表において優先順位は「産業廃棄物処理施設」>「一般廃棄物処理施設」 • 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書に「書類添付省略の申立書」を添付して書類の添付を省略する。 • 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の省略された書類については、産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の添付書類を確認し審査を行う。
	一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (産業廃棄物処理施設と一般廃棄物処理施設を設置する者が例えば役員や法人名称の変更を行うケース)	
6	産業廃棄物処分業変更届出書	(上記1(2)アの場合) • 産業廃棄物処分業変更届出書に書類を添付する。 *アの表において優先順位は「産業廃棄物処分業」>「産業廃棄物処理施設」 • 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書に「書類添付省略の申立書」を添付して書類の添付を省略する。 • 産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書の省略された書類については、産業廃棄物処分業変更届出書の添付書類を確認し審査を行う。
	産業廃棄物処理施設軽微変更等届出書	